

## 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和2年3月31日(火)

午後7時00分～

場所 大会議室

### 1 県の対応について

資料 1

### 2 岐阜市新型コロナウイルス感染症対策総合アクションプランの見直しについて

資料 2

### 3 4月からの推進体制（課題調整会議の設置）

資料 3

### 4 その他

資料 4

#### 【配布資料】

資料 1 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議（第2回）

資料 2 岐阜市新型コロナウイルス感染症対策総合アクションプランの見直しについて(案)

資料 3 新型コロナウイルス感染症対策推進体制(案)

資料 4 新型コロナウイルス感染症予防に関する消毒の方法

参考 1 席表

参考 2 密を避けて外出しましょう！

## 新型コロナウイルスに関連した患者の発生について

本日（３月３１日）１７時頃に、新型コロナウイルスに関連した感染症の症例が確認されました。

岐阜市での患者の発生は、今回が４例目であり（岐阜県の患者の発生は２５例目）、３月３１日に医療機関を受診、疑い患者として帰国者・接触者相談センターに連絡があり、市衛生試験所での検査の結果、陽性が確認されたものです。

### 概 要

#### ○ 患者（４例目）

- １ 年 代：４０代（日本国籍）
- ２ 性 別：男性
- ３ 居住地：愛知県（名古屋市）
- ４ 症状、経過：
  - ３月２８日 発熱（３７℃台）。倦怠感あり。
  - ３月２９日 発熱（３８℃台）。咳、痰、咽頭痛。倦怠感継続。
  - ３月３０日 発熱（３７℃台）咳が増え、倦怠感増強。
  - ３月３１日 市内の医療機関（帰国者・接触者外来）を受診。胸部ＣＴにより肺炎像が認められた。医療機関が帰国者・接触者相談センターに相談。ＰＣＲ検査を実施し、陽性と判明。
- ５ 行動歴：
  - 海外渡航歴はない
  - 詳細は調査中

## 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

### 本部員会議（第2回）

日 時：令和2年3月31日（火）

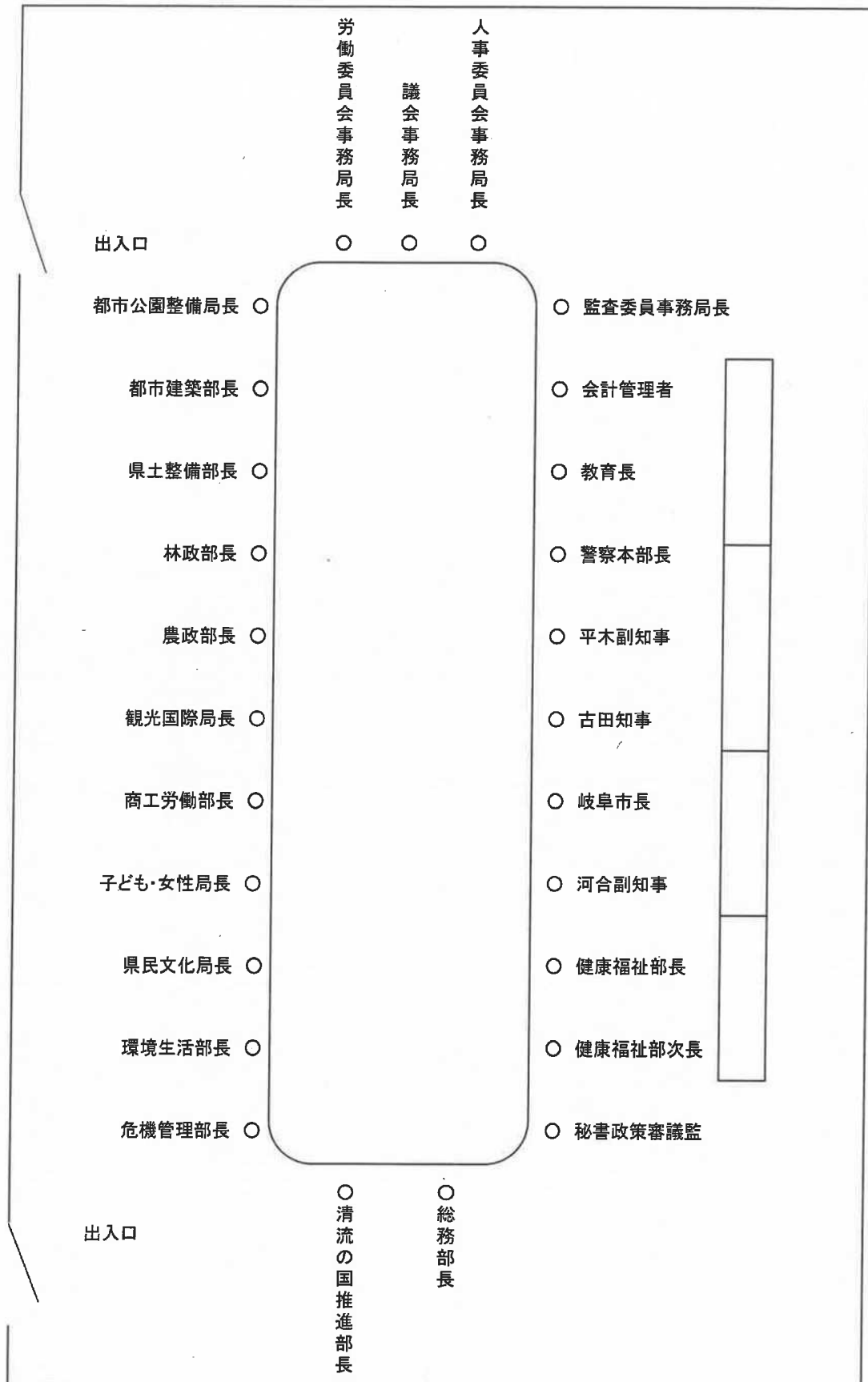
15時00分～

場 所：県庁4階 特別会議室

- 1 4月からの推進体制（県調整本部の設置を含む） 資料1
- 2 新学期の学校の取扱い 資料2
- 3 4月以降のイベントの取扱い 資料3
- 4 新型コロナウイルスに係る行動計画 資料4
- 5 県経済の現況、今後の方向性（県の経済対策） 資料5

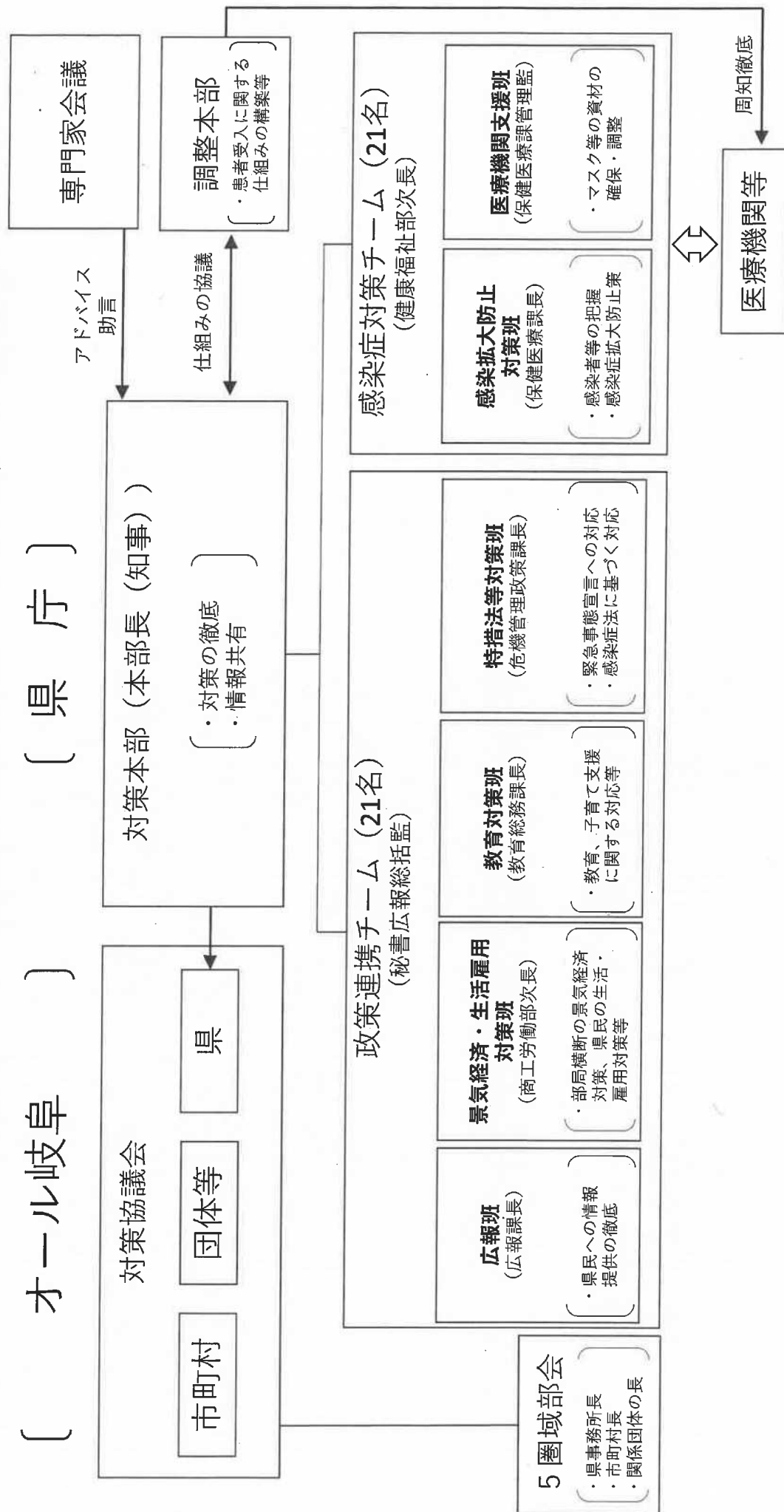
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議(第2回) 配席図

令和2年3月31日(火)15:00~  
4階特別会議室



# 新型コロナウイルス感染症対策推進体制

[ オール岐阜 ] [ 県 庁 ]



## 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策 調整本部（案）

岐阜県内の患者受入れ等を調整するため、別紙メンバーにより「岐阜県新型コロナウイルス感染症対策 調整本部」を設置する。

### ○調整本部の主な業務

- ・入院患者及び重症患者の受入れに関する仕組みの構築  
（重点医療機関の設置、特別配慮が必要な患者の受入れ等含む）
- ・入院患者及び重症患者の搬送に関する仕組みの構築
- ・PCR検査の県内の検体受入れに関する仕組みの構築
- ・情報の収集（医療体制整備状況、患者受入れ可能病床数、人工呼吸器やECMO※の利用可能状況、PCR検査の実施体制 等）
- ・技術的助言（治療、感染防御 等）
- ・その他（医師派遣調整、国及び他都道府県との広域調整 等）

### ○第1回調整本部の開催予定

- ・開催日 4月2日（木） 19時
- ・協議事項 新型コロナウイルス感染症の蔓延前後に係る医療提供体制の在り方

※ECMO：extracorporeal membrane oxygenation「対外式膜型人工肺」

(別紙)

## 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策 調整本部メンバー

### ○専門家

- ・岐阜大学医学部附属病院生体支援センター長 副病院長・教授 (座長)  
村上 啓雄
- ・国立病院機構長良医療センター統括診療部長 加藤 達雄
- ・岐阜大学医学部附属病院生体支援センター 臨床教授 馬場 尚志
- ・愛知医科大学大学院医学研究科臨床感染症学教授 三嶋 廣繁

### ○県医師会副会長及び常務理事

### ○県病院協会会長

### ○感染症指定医療機関 (5 医療機関)

- ・岐阜赤十字病院
- ・大垣市民病院
- ・中濃厚生病院
- ・岐阜県立多治見病院
- ・久美愛厚生病院

### ○帰国者・接触者外来設置医療機関 (24 医療機関)

### ○行政機関

- ・岐阜県健康福祉部次長 (医療担当)
- ・岐阜県健康福祉部保健医療課長 ※調整本部の事務局を兼ねる
- ・県内の保健所長 (7 か所)
- ・岐阜市保健所長
- ・岐阜県保健環境研究所
- ・岐阜市衛生試験所
- ・県内消防本部の代表

※上記に加え、必要に応じて救急医療等の専門家を加える。

# 学校再開に伴う新型コロナウイルス感染症予防対策について

| 【A】 全ての学校で実施する予防対策 |                                                             | 【B】 強化対象校で追加(充実)して実施する予防対策                                                                                                            |
|--------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 登校前の検温<br>健康状態確認   | ○「健康チェックカード」を朝SHRで確認<br>○無記入の場合は、保健室等で検温・健康状態確認             | <p>＜県立高校(7校)＞ 可児、可児工業、加茂、加茂農林、東濃、東濃実業、八百津<br/>         ＜県立学校(2校)＞ 農業大学校、国際園芸アカデミー<br/>         ＜私立学校(6校)＞ 帝京可児小・中・高、美濃加茂中・高、多治見西高</p> |
| 登校後の手洗             | ○原則、手指消毒液を設置、消毒後に入校<br>※消毒液不足の場合は、教室入室前の手洗い徹底               | <p>☞ 「健康チェックカード」は、校舎に入る前に確認<br/>         ☞ 無記入の場合は、その場で検温・健康状態確認</p>                                                                  |
| 入学式<br>始業式         | ○以下の対策を徹底して実施<br>・出席者の間隔を空ける<br>・式典時間の短縮(凡そ60分以内)<br>・十分な換気 | <p>☞ 必ず手指消毒液を設置、消毒後に入校</p>                                                                                                            |
| 咳エチケット             | ○生徒はマスク装着等、咳エチケットを励行<br>○教職員は、必ずマスクを装着                      | <p>◆受付複数設置 ◆会場入口に手指消毒液配置<br/>         ◆椅子間隔1m程度空ける ◆保護者等1名<br/>         ◆窓常時開放 ◆式典時間30分以内<br/>         ◆各クラスで放送等により実施</p>             |
| 教室換気               | ○教室の窓やドアを休み時間ごとに開放                                          | <p>☞ 生徒も必ずマスクを装着</p>                                                                                                                  |
| 校内清掃               | ○1日1回以上、消毒液を使用して清掃                                          | <p>☞ 授業時間中も十分に換気</p>                                                                                                                  |
| 登校後の体調不良への対応       | ○体調に異変を感じたらすぐに、近くの教員に連絡(教員は管理職に報告後、保護者に連絡)                  | <p>☞ 1日2回(昼・放課後)、消毒液を使用して清掃<br/>         ☞ 保健室の近く待機室を確保(体調不良の生徒を保護者の迎えがあるまで待機させる別室)</p>                                               |
| 衛生管理体制             | ○学校再開前に、学校医等により確認                                           | <p>☞ 学校再開後も、週1回、学校医等の確認を実施</p>                                                                                                        |
| 教科指導               | ○実技指導等については、飛沫飛散等への対応を徹底して実施                                | <p>☞ 年間指導計画の実施時期を変更<br/>         例:「音楽」の歌唱指導を年度後半に実施</p>                                                                              |
| 部活動                | ○予防対策(手洗い、換気、身体接触活動の禁止等)を徹底した上で、活動を再開                       | <p>☞ 4月12日まで部活動を自粛</p>                                                                                                                |
| 日常の確認              | ○毎日、全ての教員がチェックリストにより確認                                      | <p>(同じ)</p>                                                                                                                           |
| 心のケア対策             | ○臨時(4月)に「心のアンケート」を実施                                        | <p>☞ スクールカウンセラー等を活用した個別面談を実施</p>                                                                                                      |

## ＜可茂特別支援学校(美濃加茂市)＞ 上記【B】の取組に加え、以下の対応を実施

- ◆ 朝・昼・帰宅前に検温 ◆ 部活動は4月12日まで中止
- ◆ 3つの条件(密)が重なる可能性の高いスクールバスの乗車人数を制限(保護者送迎を原則)
- ◆ 医療的ケア対象児童生徒や基礎疾患のある児童生徒は、出席停止を基本に主治医や保護者と相談

※小中学校: 可児市立(16校)、川辺町立(4校)の計20校も上記【B】の対応を要請



## 県主催等のイベント等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月以降の県が主催・関与するイベント等について、下記のとおり取り扱うこととします。

### 記

- ・県が主催等するイベント等については、4月12日（日）まで、これまでと同様の取扱いとする。（原則として、中止、延期又は規模縮小等）
- ・県以外が主催となる県有施設を利用したイベント等についても、4月12日（日）まで、原則として、中止、延期又は規模縮小等を行うよう、主催者に要請する。
- ・県有施設の利用についても、4月12日（日）まで、これまでと同様の取扱いとする。

# 県主催、関与の主なイベント予定（4月12日までの開催予定）

| 通番 | 月   | 日    | 曜日  | 行事名                                    | 主催者区分 | 主催者                          | 会場<br>市町村名 | 施設名               | 人数<br>(人) | 開催検討結果 | 担当部局名   |
|----|-----|------|-----|----------------------------------------|-------|------------------------------|------------|-------------------|-----------|--------|---------|
| 1  | 3～4 | 20～4 |     | 水ロケット製作教室・発射体験（全18回）                   | 県     | 県・各務原市・（公財）岐阜かかみがはら航空宇宙博物館   | 各務原市       | 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館   | 各回20      | 中止     | 商工労働部   |
| 2  | 3～4 | 31～2 | 火～木 | バレエボールフェスティバル                          | 指定管理者 | 県体育協会                        | 岐阜市        | 岐阜メモリアルセンター 愛ドーム等 | 800       | 中止     | 清流の国推進部 |
| 3  | 4   | 2    | 木   | 「世界自閉症啓発デー」および「発達障害啓発週間」にかかる普及啓発（街頭啓発） | 県     | 障害福祉課<br>飛騨県事務所              | 高山市        | ルビットタウン高山         | 250       | 中止     | 県事務所    |
| 4  | 4   | 3    | 金   | 宮里光憲講演会                                | 県     | 県・各務原市・（公財）岐阜かかみがはら航空宇宙博物館   | 各務原市       | 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館   | 140       | 中止     | 商工労働部   |
| 5  | 4   | 4    | 土   | バルーンショー                                | 指定管理者 | ぎふ清流里山公園みらい創造グループ            | 美濃加茂市      | ぎふ清流里山公園          | 100       | 中止     | 都市公園整備局 |
| 6  | 4   | 4～5  | 土   | オリンピック聖火リレー                            | 実行委員会 | 東京2020組織委員会<br>岐阜県聖火リレー実行委員会 | 県内各地       | 岐阜メモリアルセンター 他     | 不明        | 延期     | 清流の国推進部 |
| 7  | 4   | 5    | 日   | 菊地涼子講演会                                | 県     | 県・各務原市・（公財）岐阜かかみがはら航空宇宙博物館   | 各務原市       | 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館   | 140       | 中止     | 商工労働部   |
| 8  | 4   | 6    | 月   | 岐阜県交通安全県民大会                            | 実行委員会 | 岐阜県交通安全対策協議会<br>※事務局 県民生活課   | 岐阜市        | ぎふ清流文化プラザ ホール     | 300       | 延期     | 環境生活部   |
| 9  | 4   | 8    | 水   | 森林文化アカデミー入学式                           | 県     | 森林文化アカデミー                    | 美濃市        | 森林文化アカデミー         | 130       | 規模縮小   | 林政部     |
| 10 | 4   | 8    | 水   | 入学式                                    | 県     | 国際たくみアカデミー                   | 美濃加茂市      | 国際たくみアカデミー 体育館    | 100       | 規模縮小   | 商工労働部   |
| 11 | 4   | 8    | 水   | 令和2年度入学式                               | 県     | 衛生専門学校                       | 岐阜市        | 岐阜県総合医療センター       | 150       | 規模縮小   | 健康福祉部   |
| 12 | 4   | 9    | 木   | 農業大学校 入学式                              | 県     | 農業大学校                        | 可児市        | 農業大学校             | 100       | 規模縮小   | 農政部     |
| 13 | 4   | 9    | 木   | 国際園芸アカデミー入学式                           | 県     | 国際園芸アカデミー                    | 可児市        | 国際園芸アカデミー         | 100       | 規模縮小   | 農政部     |
| 14 | 4   | 11   | 土   | ねんりんピック岐阜2020広報キャラバン                   | 実行委員会 | ねんりんピック岐阜2020実行委員会           | 関ヶ原町       | 関ヶ原町民体育館          | 多数        | 中止     | 清流の国推進部 |
| 15 | 4   | 11   | 土   | 清流の国ジュニアスリート育成プロジェクト 共通プログラム 第6期生認定式   | 県     | 競技スポーツ課                      | 岐阜市        | 長良川スポーツプラザ        | 120       | 中止     | 清流の国推進部 |

| 通番 | 月   | 日  | 曜 | 行事名                                                      | 主催者区分 | 主催者                  | 会場    | 施設名             | 人数<br>(人) | 開催検討結果 | 担当部局名   |
|----|-----|----|---|----------------------------------------------------------|-------|----------------------|-------|-----------------|-----------|--------|---------|
| 16 | 4   | 11 | 土 | マジックショー                                                  | 指定管理者 | ぎふ清流里山公園みらい創造グループ    | 美濃加茂市 | ぎふ清流里山公園        | 100       | 中止     | 都市公園整備局 |
| 17 | 4   | 11 | 土 | 夏季シーズンスタートイベント                                           | 指定管理者 | 恵那市                  | 恵那市   | クリスタルパーク恵那スケート場 | 200       | 延期     | 清流の国推進部 |
| 18 | 4   | 11 | 土 | 花フェスタ記念公園春の無料感謝デー                                        | 指定管理者 | 花フェスタ記念公園管理運営グループ    | 可児市   | 花フェスタ記念公園       | 10,000    | 中止     | 都市公園整備局 |
| 19 | 4   | 12 | 日 | ぎふスポーツフェア2020総合開会式                                       | 実行委員会 | ぎふスポーツフェア実行委員会       | 岐阜市   | 岐阜メモリアルセンター ドーム | 400       | 中止     | 清流の国推進部 |
| 20 | 4   | 12 | 日 | ねんりんピック岐阜2020広報キャラバン                                     | 実行委員会 | ねんりんピック岐阜2020実行委員会   | 海津市   | 木曽三川公園センター      | 多数        | 中止     | 清流の国推進部 |
| 21 | 4   | 12 | 日 | パイプオルガン定期演奏会                                             | 県     | 美術館                  | 岐阜市   | 岐阜県美術館          | 150       | 中止     | 県民文化局   |
| 22 | 3~5 | 毎日 |   | シアター上映                                                   | 指定管理者 | (公財) 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館 | 各務原市  | 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館 | 各回140     | 中止     | 商工労働部   |
| 23 | 4~5 | 毎日 |   | 各種シミュレーター・体験(小型ジェット機、旅客機、ヘリコプター、飛行機の仕組み、はやぶさ2ミッション、T3搭乗) | 指定管理者 | (公財) 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館 | 各務原市  | 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館 | 不定数       | 中止     | 商工労働部   |
| 24 | 4~5 | 毎日 |   | ガイド(スボットガイド(平日)、ガイドツアー(土日祝日))                            | 指定管理者 | (公財) 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館 | 各務原市  | 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館 | 不定数       | 中止     | 商工労働部   |
| 25 | 4~5 | 土  |   | ワークショッップ(傘ふくろロケットをとばそう)全13回                              | 指定管理者 | (公財) 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館 | 各務原市  | 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館 | 不定数       | 中止     | 商工労働部   |
| 26 | 4~5 | 日  |   | ワークショッップ(紙飛行機製作教室(初級))全14回                               | 指定管理者 | (公財) 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館 | 各務原市  | 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館 | 不定数       | 中止     | 商工労働部   |

県内の主なイベントの状況（4月12日開催まで）

| 通番 | 月      | 日        | 曜日     | 行事名                              | 主催者                | 会場<br>(市町村名) | 会場<br>(施設名)                | 状況 |
|----|--------|----------|--------|----------------------------------|--------------------|--------------|----------------------------|----|
| 1  | 3<br>4 | 23<br>12 | 月<br>日 | 木曾三川公園チューリップ祭2020                | 国立木曾三川公園           | 海津市          | 木曾三川公園センター                 | 中止 |
| 2  | 3<br>4 | 28<br>12 | 土<br>日 | 水の都おおがき船下り                       | 大垣市観光協会            | 大垣市          | 水門川一帯                      | 中止 |
| 3  | 3<br>4 | 28<br>5  | 土<br>日 | 各務原市桜まつり                         | 各務原市桜まつり実行委員会      | 各務原市         | 各務原市民公園                    | 中止 |
| 4  | 3<br>4 | 28<br>12 | 土<br>日 | 笠松春まつり                           | かさまつまちづくりイベント実行委員会 | 笠松町          | 笠松みなと公園ほか                  | 中止 |
| 5  | 3<br>4 | 30<br>1  | 月<br>水 | 東海中学生・小学生テニス選手権大会 岐阜県予選会         | 岐阜県テニス協会           | 岐阜市          | 岐阜メモリアルセンター<br>長良川テニスプラザ   | 延期 |
| 6  | 4      | 2        | 木      | 全日本テニス選手権大会 岐阜県予選会               | 岐阜県テニス協会           | 岐阜市          | 岐阜メモリアルセンター<br>長良川テニスプラザ   | 延期 |
| 7  | 4      | 3,4      | 金土     | B3リーグ                            | 岐阜バスケットボール(株)      | 岐阜市          | 岐阜メモリアルセンター<br>で愛ドーム       | 中止 |
| 8  | 4      | 4,5      | 土日     | 全国組手試合～春の陣～                      | 和道会美濃藍川            | 岐阜市          | 岐阜メモリアルセンター<br>で愛ドーム他      | 中止 |
| 9  | 4      | 4,5      | 土日     | 道三まつり                            | 岐阜市、岐阜市商工会議所       | 岐阜市          | 岐阜市内                       | 中止 |
| 10 | 4      | 5        | 日      | 岐阜県ジュニア春季水泳記録会                   | 岐阜県スイミングクラブ協会      | 岐阜市          | 岐阜メモリアルセンター<br>長良川スイミングプラザ | 中止 |
| 11 | 4      | 5        | 日      | 日本消防協会表彰受賞披露式                    | 恵那市消防協会            | 恵那市          | クリスタルパーク恵那スケート<br>場        | 中止 |
| 12 | 4      | 5        | 日      | 六高市                              | 六高市実行委員会           | 中津川市         | 中津川市本町通り、新町通り              | 中止 |
| 13 | 4      | 6<br>12  | 月<br>日 | Hockey Junior World Cup女子アジア予選大会 | アジアホッケー連盟          | 各務原市         | 川崎重工ホッケースタジアム              | 延期 |
| 14 | 4      | 5        | 日      | 谷汲さくらまつり                         | 谷汲さくらまつり実行委員会      | 揖斐川町         | 町営谷汲門前駐車場                  | 中止 |
| 15 | 4      | 11       | 土      | 手力の火祭                            | 岐阜手力火まつり奉賛会        | 岐阜市          | 手力雄神社                      | 中止 |
| 16 | 4      | 11,12    | 土日     | たじみ陶器まつり                         | 多治見陶器まつり実行委員会      | 多治見市         | 「本町6」交差点～「多治見橋<br>南」交差点等   | 中止 |
| 17 | 4      | 11,12    | 土日     | 美濃まつり                            | 美濃市                | 美濃市          | 美濃市うだつの上がる町並み他             | 中止 |
| 18 | 4      | 12       | 日      | 明治安田生命J3リーグ第7節 FC岐阜 v s 沼津       | (株)岐阜フットボールクラブ     | 岐阜市          | 岐阜メモリアルセンター<br>長良川競技場      | 延期 |

## 県有施設の扱い

次の2施設については、4月12日（日）まで閉鎖

◆花フェスタ記念公園（可児市）

【公園内の「麒麟がくる ぎふ可児大河ドラマ館」を含む】

◆川辺漕艇場（川辺町）

### <県有文化施設>

#### 県図書館

○一部サービス利用休止（3月1日（日）～）

閲覧：利用停止

図書貸出：インターネット予約のみ貸出対応

○貸館（小ホール）：予約者に対して、延期・中止又は規模縮小を働きかけ

○イベント：開催しない

#### 県美術館、県博物館、県現代陶芸美術館、高山陣屋、空宙博、アケ・トぎふ

○展示室：通常開館対応

○イベント：開催しない

#### 県先端科学技術体験センター（サイエンスワールド）

○イベント（指定管理者主催）：開催しない

#### OKBふれあい会館、ぎふ清流文化プラザ、飛騨・世界生活文化センター

○貸館（100人以上収容可能な各種ホール・大会議室等）

予約者に対して、延期・中止又は規模縮小を働きかけ

○イベント（指定管理者主催）：開催しない

### <主な県有スポーツ施設>

休館・一部利用停止とする。

○岐阜メモリアルセンター（トレーニング室、水泳場、庭球場）

○御嶽濁河高地トレーニングセンター（トレーニング室）

○クリスタルパーク恵那スケート場（トレーニング室）

○福祉友愛プール

○福祉友愛アリーナ

## 新型コロナウイルス感染症に係る「県行動計画」の見直しについて

### I 見直しの趣旨

- 特措法第7条第1項に基づき、県行動計画を作成済み。(H30.3 改定)
- 法改正に伴い、現行の県行動計画に定められている事項は、新型コロナウイルス感染症に関する事項とみなされることとされた。
- 一方、新型コロナウイルス感染症は、新型インフルエンザとはウイルスも病態も異なる感染症である。
- このため、現行の県行動計画について、今般の新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、追加・拡充すべき項目を整理し、必要な見直しを行う。

### II 新型コロナウイルスの特徴

- 密閉、密集、密接の3条件が重なる場が感染拡大、集団感染のリスクが特に高い。
- 罹患しても約8割が軽症で経過し治癒する例も多い。
- 本県の経済圏であり生活圏である愛知県を含む都市圏で感染者が多く発生している。
- 現時点で、有効性が確認された抗ウイルス薬やワクチンは存在しない。

### III 見直しのポイント

#### 1. 国の「基本的対処方針」を踏まえた対策の追加・拡充

- (1) サーベイランス・情報収集
  - PCR検査の徹底
- (2) 予防・まん延防止
  - 個人レベルの感染対策強化
  - 学校、保育施設等における対策
  - クラスター対策の徹底
- (3) 医療
  - 専門家会議、調整本部の設置
  - 患者増加時における医療体制（自宅待機）
- (4) 医療体制確保、県民生活・経済安定のための支援

#### 2. 発生状況や社会情勢を踏まえた対策の追加

- 隣県等からの協力要請
- 隣接県を対象区域とした緊急事態宣言がされている場合の措置
- 災害時における避難所対応

## 新型コロナウイルス感染症対策として県行動計画に追加する項目

### 1. 国の「基本的対処方針」を踏まえた対策の追加

#### (1) サーベイランス・情報収集

##### 【PCR検査の徹底】 発生早期

- ① 県は、帰国者・接触者外来の医師からの申し出があった場合、PCR検査を積極的かつ柔軟に行うとともに、クラスターに関連した検査を徹底的に行う。
- ② 県は、専門家、医師、医療機関等からなる調整本部を設け、行政検査のほか自院での検査、民間検査会社の活用等についてルール化を行う。
- ③ 県は、PCR等検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。

#### (2) 予防・まん延防止

##### 【個人レベルの感染対策強化】 発生早期・感染期

- ① 県は、一般的な不要不急の外出自粛について呼びかけを行う。
- ② 県は、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なるような集まりについて避ける行動を求める。
- ③ 全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。

##### 【学校、保育施設等における対策】 発生早期・感染期

- ① 県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。
- ② ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、文部科学省の示すガイドライン等を参考に、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示す。  
なお、生徒が感染した場合等においては、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）も含め適切な措置を行うよう学校の設置者に徹底する。

### 【クラスター対策の徹底】 発生早期

- ① 県は、まん延防止策として、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況を踏まえて、徹底する。
- ② 県は、クラスターが発生しているおそれがある場合には、徹底的なPCR検査により、封じ込めを図る。また、必要に応じて、法第24条第9項に基づき、当該クラスターに関係する施設の休業や催物（イベント）の自粛等の必要な対応を要請することとする。これに関連し、国及び発生市町村との間で緊密に情報共有を行う。
- ③ 県は、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なるような集まりを避ける行動を強く求めるとともに、全国的大規模な催物（イベント）等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。（再掲）
- ④ その上で、感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられるなどの地域では、期間を示した上で、外出や催物（イベント）の開催の自粛について協力を迅速に要請する。

その結果、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。

- ⑤ 県及び保健所設置市である岐阜市は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に取り組む。これに関連し、県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第24条に基づく総合調整を行う。さらに、県は、クラスターの発見に資するよう、都道府県間の迅速な情報共有に努める。
- ⑥ 県は、クラスターの感染源や経路を解明し感染の連鎖を防ぐため、必要に応じて、厚生労働省のクラスター対策班の派遣を要請する。

### （３）医療

#### 【専門家会議、調整本部の設置】 発生早期・感染期

- ① 県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大・まん延防止に備え、専門家会議を設置する。
- ② 患者受け入れや搬送、PCR検査等についてのルール化を行うため、専門家、医師、医療機関等からなる調整本部を設置する。



**【患者増加時における医療体制（自宅待機等）】** **発生早期・感染期**

- ① 県は、患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあると判断する場合、厚生労働省に相談の上、重症者等に対する医療提供に重点を移す観点から、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とするなど体制を整備する。
- ② 自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、県は、市町村と連携し、軽症者が県内ホテルなどの宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じる。
- ③ 患者が更に増加し帰国者・接触者外来での医療提供に支障をきたすおそれがある地域では、地域の感染状況や医療需要に応じて、帰国者・接触者相談センターの体制を強化したうえで、帰国者・接触者外来を増設し、外来を早急に受診できる体制を整備する。
- ④ さらに患者が増加し増設した帰国者・接触者外来での医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する場合には、県は、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行う。

こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、県及び市町村は、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、かかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知する。

**（４）医療体制確保、県民生活・経済安定のための支援** **発生早期・感染期**

県は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、県民経済や県民生活への影響を注意深く見極めながら、機動的に、医療体制の確保、事業活動の縮小や雇用への対策について財政的な措置をはじめ必要な措置を講じる。

## 2. 発生状況や社会情勢を踏まえた対策の追加

### (1) 実施体制

#### 【隣県等からの協力要請】 発生早期・感染期

特定都道府県から本県に対し、緊急事態措置を実施するための応援の求めがあった場合には、本県における患者の発生状況や感染症指定病院等の利用状況等を踏まえ、特措法第 39 条に基づき必要な措置を講じる。

### (2) 予防・まん延防止

#### 【隣接県を対象区域とした緊急事態宣言がされている場合の措置】

##### 発生早期・感染期

隣接県に緊急事態宣言が発令され、県内には発令されていない場合、当該隣接県で実施されている緊急事態措置の内容を勘案し、必要に応じ、県民に対する当該隣接県への往来の自粛等必要な措置を講じる。

#### 【災害時における避難所対応】 発生早期・感染期

県は、災害発生時の避難所における新型コロナウイルス感染症の発生・まん延防止のため、避難所以外の安全な建物を避難所として活用するなど避難所における住民同士の密集を避けられるよう「避難所運営ガイドライン」の見直しを行う。また、まん延防止に必要な資機材を整備するなどにより市町村を支援する。

|       |
|-------|
| 对 比 表 |
|-------|

| 改正特措法に基づく<br>県新型コロナウイルス等対策行動計画<br>(現行計画)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 改正後の県行動計画                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>県内発生早期</b></p> <p>(1) 実施体制</p> <p>【基本的対処方針等の決定】</p> <hr/> <p>(2) サーベイランス・情報収集</p> <p>【国際的、全国的な情報収集】</p> <p>【受診患者数の把握】</p> <p>【全数把握】</p> <hr/> <p>【入院サーベイランスの拡充】</p> <p>【学校サーベイランスの強化】</p> <p>【積極的疫学調査の実施】</p> <p>(3) 情報提供・共有</p> <p>【情報提供】</p> <p>【コールセンターの設置】</p> <p>【情報共有】</p> <p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>【患者の入院、濃厚接触者の健康観察等】</p> <p>【個人・地域レベルでの対策強化】</p> <p>【抗インフルエンザウイルス薬の予防投与】</p> <p>【病院、高齢者施設等における対策】</p> <hr/> <p>【渡航に関する注意喚起等】</p> <p>【水際対策】</p> <p>【在外邦人支援】</p> | <p>&lt;追加&gt; 【隣県等からの協力要請】</p> <p>&lt;追加&gt; 【PCR検査の徹底】</p> <p>&lt;拡充&gt; 【個人・地域レベルでの感染対策強化】</p> <p>&lt;追加&gt; 【学校、保育施設等における対策】</p> |

## 対 比 表

| 改正特措法に基づく<br>県新型コロナウイルス等対策行動計画<br>(現行計画)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 改正後の県行動計画                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <hr/> <p>【予防接種】</p> <hr/> <p>【緊急事態宣言がされている場合の措置】</p> <hr/> <p>(5) 医療</p> <p>【医療機関等との情報共有】</p> <hr/> <p>【帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター】</p> <hr/> <p>【診療体制の確保】</p> <p>【院内感染対策】</p> <p>【患者の全数把握とPCR等の検査】</p> <p>【入院勧告】</p> <p>【流行予測と病床確保等の検討】</p> <p>【抗インフルエンザウイルス薬の予防投与】</p> <p>【医薬品等の流通】</p> <p>【医療機関・薬局における警戒活動】</p> <p>【緊急事態宣言がされている場合の措置】</p> <p>(6) 県民の生活及び経済の安定の確保</p> <p>【事業者の対応等】</p> <p>【県民・事業者への呼びかけ】</p> <hr/> <p>【緊急事態宣言がされている場合の措置】</p> | <p>&lt;追加&gt; 【クラスター対策の徹底】</p> <p>&lt;追加&gt; 【災害時における避難所対応】</p> <p>&lt;追加&gt; 【隣接県を対象区域とした緊急事態宣言がされている場合の措置】</p> <p>&lt;追加&gt; 【専門家会議、調整本部の設置】</p> <p>&lt;追加&gt; 【患者増加時における医療体制】</p> <p>&lt;追加&gt; 【医療体制確保、県民生活・経済安定のための支援】</p> |

| <b>改正特措法に基づく<br/>県新型コロナウイルス等対策行動計画<br/>(現行計画)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <b>改正後の県行動計画</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>県内感染期</b><br><br>(1) 実施体制<br>【基本的対処方針等の決定】<br>【緊急事態宣言がされている場合の措置】<br><hr/><br>(2) サーベイランス・情報収集<br>【国際的、全国的な情報収集】<br>【受診患者数の把握】<br>【全数把握の中止】<br>【ウイルスサーベイランス】<br>【入院サーベイランスの縮小】<br>【学校サーベイランスの縮小】<br>【積極的疫学調査の継続】<br><br>(3) 情報提供・共有<br>【情報提供】<br>【コールセンターの設置】<br>【情報共有】<br><br>(4) 予防・まん延防止<br>【患者の入院、濃厚接触者の健康観察等の中止】<br>【個人・地域レベルでの対策強化】<br>【濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の中止】<br>【病院、高齢者施設等における対策】<br><hr/> 【渡航に関する注意喚起等】<br>【在外邦人支援】 | <br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><div style="margin-top: 10px;">             &lt;追加&gt; 【隣県等からの協力要請】           </div><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><div style="margin-top: 10px;">             &lt;拡充&gt; 【個人・地域レベルでの感染対策強化】           </div><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><div style="margin-top: 10px;">             &lt;追加&gt; 【学校、保育施設等における対策】           </div> |

## 対 比 表

| 改正特措法に基づく<br>県新型コロナウイルス等対策行動計画<br>(現行計画)                                                                                                                                                                                                                                         | 改正後の県行動計画                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <hr/> <p>【予防接種】</p> <p>【緊急事態宣言がされている場合の措置】</p> <hr/> <p>(5) 医療</p> <p>【医療機関等との情報共有】</p> <hr/> <p>【帰国者・接触者外来、入院勧告の中止】</p> <hr/> <p>【診療体制の確保】</p> <p>【入院治療】</p> <p>【在宅患者への支援】</p> <p>【医薬品等の流通】</p> <p>【備蓄抗インフルエンザウイルス薬の放出】</p> <p>【医療機関・薬局における警戒活動】</p> <p>【緊急事態宣言がされている場合の措置】</p> | <p>&lt;追加&gt; 【災害時における避難所対応】</p><br><p>&lt;追加&gt; 【隣接県を対象区域とした緊急事態宣言がされている場合の措置】</p><br><p>&lt;追加&gt; 【専門家会議、調整本部の設置】</p><br><p>&lt;追加&gt; 【患者増加時における医療体制】</p> |
| <p>(6) 県民の生活及び経済の安定の確保</p> <p>【事業者の対応等】</p> <p>【県民・事業者への呼びかけ】</p> <hr/> <p>【緊急事態宣言がされている場合の措置】</p>                                                                                                                                                                               | <p>&lt;追加&gt; 【医療体制確保、県民生活・経済安定のための支援】</p>                                                                                                                     |

本冊子は、改正特措法により、新型コロナウイルス感染症に関する事項とみなされた「県新型コロナウイルス感染症対策行動計画」について、変更後の計画を「新型コロナウイルス」に読み替えたものです。

## 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策 行動計画（案）

令和 2 年 3 月 日

## 目 次

|                |   |
|----------------|---|
| はじめに . . . . . | 1 |
|----------------|---|

### **I 対策の基本的考え方**

|                                               |   |
|-----------------------------------------------|---|
| 1 県内で発生が確認された段階 . . . . .                     | 2 |
| 2 県内で感染が拡大した段階 . . . . .                      | 2 |
| 3 県民の生活及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合<br>. . . . . | 2 |

### **II 実施上の留意点**

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 1 基本的人権の尊重 . . . . .        | 3 |
| 2 危機管理としての特措法の性格 . . . . .  | 3 |
| 3 関係機関相互の連携協力の確保 . . . . .  | 3 |
| 4 記録の作成・保存 . . . . .        | 4 |
| 5 損失補償、実費弁償及び損害賠償 . . . . . | 4 |

### **III 対策推進のための役割分担**

|                        |   |
|------------------------|---|
| 1 国 . . . . .          | 5 |
| 2 地方公共団体 . . . . .     | 5 |
| 3 医療機関 . . . . .       | 6 |
| 4 指定（地方）公共機関 . . . . . | 6 |
| 5 登録事業者 . . . . .      | 7 |
| 6 一般の事業者 . . . . .     | 7 |
| 7 県民 . . . . .         | 7 |

### **IV 各段階における対策**

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 1 県内発生早期 . . . . . | 8   |
| 2 県内感染期 . . . . .  | 2 3 |



## はじめに

新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第1項において、  
「都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成する」とされている。

上記に基づき策定した岐阜県新型インフルエンザ等行動計画（以下「県行動計画」という。）では、「県行動計画に記載した対策は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置いたものであり、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、当該ウイルスの病原性・感染力等の特性やその他の状況を踏まえ、計画に記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する」とされている。

このため、今般の新型コロナウイルス感染症の対策の実施にあたっては、当該ウイルスの特性等を踏まえた内容となるよう、現行の県行動計画の見直しを行う必要があり、令和2年3月28日に国から示された「基本的対処方針」等を踏まえ、ここに「岐阜県新型コロナウイルス感染症対策行動計画」を定めるものである。

## I 対策の基本的考え方

発生段階や状況の変化に応じ柔軟に対応する。

### 1 県内で発生が確認された段階

県内で患者が確認された当初の段階では、患者の入院勧告や感染のおそれのある者の外出自粛、病原性に応じ、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。

### 2 県内で感染が拡大した段階

県内で感染が拡大した段階では、県、市町村、国、事業者等は相互に連携して、医療の確保、県民の生活や経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。

なお、社会の緊張により、予期しない事態が生じることも考えられるため、県と国が協議の上、社会の状況に応じて臨機応変に対処し、現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

### 3 県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合

県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合の新型コロナウイルス感染症への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを県民に呼びかけることも必要である。

一方、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、県民経済や県民生活への影響を注意深く見極めながら、機動的に、事業活動の縮小や雇用への対策を講じる必要がある。

## Ⅱ 実施上の留意点

県、市町村又は指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型コロナウイルス感染症が発生し、また流行した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型コロナウイルス感染症対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### 1 基本的人権の尊重

県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。医療関係者への医療等の実施の要請等(特措法第31条)、不要不急の外出の自粛要請、学校、社会福祉施設、興行場等の使用制限の要請等(特措法第45条)、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用(特措法第49条)、緊急物資の運送等(特措法第54条)、特定物資の売渡しの要請(特措法第55条)等の実施に当たって、県民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型コロナウイルス感染症対策を実施するため必要最小限のものとする(特措法第5条)。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、県民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

### 2 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。病原性の程度や、抗ウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、緊急事態の措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

### 3 関係機関相互の連携協力の確保

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部(特措法第22条。以下「県対策本部」という。)は、政府対策本部(特措法第15条)及び市町村対策本部(特措法第34条)と相互に緊密な連携を図りつつ、新型コロナウイルス感染症対策を総合的に推進する。

県対策本部長は、特に必要がある場合には、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型コロナウイルス感染症対策に関する総

合調整を行うよう要請する（特措法第 24 条第 4 項）。また、市町村対策本部長から県対策本部長に対して、新型コロナウイルス感染症対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合（特措法第 36 条第 2 項）には、県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

#### **4 記録の作成・保存**

県及び市町村は、県対策本部、市町村対策本部における新型コロナウイルス感染症対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

#### **5 損失補償、実費弁償及び損害補償**

##### **（１）損失補償**

県は、臨時の医療施設を開設するための土地、家屋又は物資の使用（特措法第 49 条）又は特定物資の収用及び保管命令（特措法第 55 条第 2 項、第 3 項）の処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償する。（特措法第 62 条第 1 項）。

##### **（２）実費弁償**

県は、医療関係者への医療・予防接種の実施の要請等（特措法第 31 条第 1 項～第 3 項、第 46 条第 6 項）に応じて患者等に対する医療・予防接種を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する（特措法第 62 条第 2 項）。

##### **（３）損害補償**

県は、医療の提供の要請等（特措法第 31 条第 1 項、第 3 項）に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償する（特措法第 63 条第 1 項）。

## Ⅲ 対策推進のための役割分担

### 1 国

国は、新型コロナウイルス感染症が発生したときは、自ら新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定（地方）公共機関」という。）が実施する新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する（特措法第3条第1項）。

また、国は、新型コロナウイルス感染症及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める（特措法第3条第2項）とともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型コロナウイルス感染症に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める（特措法第3条第3項）。

新型コロナウイルス感染症の発生前は、「対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型コロナウイルス感染症の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し（特措法第18条第1項）、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

### 2 地方公共団体

地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新感染症対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第3条第4項）。

#### （1）県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う。

新感染症の発生前は、「対策推進会議」を開催するなど、全庁的な取組を推進

するとともに、各部局では県行動計画や各省庁が定める具体的な対応を踏まえ、新型コロナウイルス感染症が発生した場合における所管事務の具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型コロナウイルス感染症の発生時には、直ちに県対策本部を設置し、政府対策本部が示す基本的対処方針に基づき、全庁一体となった対策を強力に推進する。

また、平時から市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。特に、保健所を設置する岐阜市内の医療体制の確保や感染拡大の抑制に関しては、それぞれの対策の相違による支障が生じないように、方針を検討する段階から岐阜市と緊密に連携を図っていく。

## **(2) 市町村**

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型コロナウイルス感染症発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

なお、保健所を設置する岐阜市については、市内の医療体制の確保やまん延防止に関し、方針等を検討する段階から県と緊密に連携を図り、県の対策と一体となり取り組む。

## **3 医療機関**

医療機関は、新型コロナウイルス感染症の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型コロナウイルス感染症患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また、新型コロナウイルス感染症の発生時においても医療提供を確保するため、新型コロナウイルス感染症患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

新型コロナウイルス感染症の発生時には、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携し、発生状況に応じて、新型コロナウイルス感染症患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

## **4 指定（地方）公共機関**

指定（地方）公共機関は、新型コロナウイルス感染症が発生したときは、特措法で定めるところにより、その業務について、新型コロナウイルス感染症対策を実施する責務を有する（特措法第3条第5項）。

- ・ 指定公共機関：独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。
- ・ 指定地方公共機関：都道府県の区域において、医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの。

## 5 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は県民の生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型コロナウイルス感染症の発生時においても最低限の県民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新感染症の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型コロナウイルス感染症の発生時には、その活動を継続するよう努める（特措法第 4 条第 3 項）。

## 6 一般の事業者

一般の事業者については、新型コロナウイルス感染症の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型コロナウイルス感染症の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

## 7 県民

新型コロナウイルス感染症の発生前は、新型コロナウイルス感染症に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが望ましい。

新型コロナウイルス感染症の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての正しい情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## IV 各段階における対策

### 1 県内発生早期

#### 発生状況：

- ・ 県内で新型コロナウイルス感染症の患者が発生しているが、県内の患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・ 県内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

#### 目的：

- 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

#### 対策の考え方：

- 1) 流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、県民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国と連携し、海外・国内の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型コロナウイルス感染症の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、県民の生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。



## (1) 実施体制

### 【基本的対処方針等の決定】

- ① 県は、政府対策本部が設置された場合（特措法第 15 条第 1 項）、直ちに県対策本部を設置する（特措法第 22 条第 1 項）。また、国の基本的対処方針に基づき、専門家や関係者の意見を踏まえ、県のアクションプランを協議・改定する。（健康福祉部、全部局）
- ② 県は、県対策本部に設置する対策チームにそれぞれ必要な人員配置を行う。（関係部局）
- ③ 県は、状況に応じ、以下の会議等を開催し、各種対策に係る意見聴取や情報共有、意見交換等を緊密に行う。（健康福祉部）
  - ・ 医療関係者や学識経験者等で構成する「岐阜県新型コロナウイルス感染症専門家会議」
  - ・ 県内の市町村、各種団体で構成する「新型コロナウイルス感染症対策協議会」
  - ・ 医療、保健、福祉の代表者や学識経験者で構成する「岐阜県新型インフルエンザ等医療保健福祉協議会」
  - ・ 地域医療体制の維持等に係るかかりつけ医、入院医療機関等との会議
- ④ 政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）（特措法第 32 条第 1 項）を行った場合、県は、県対策本部に緊急対策チーム（県民相談チーム、食料物資チーム、ライフラインチーム）を設置する。（危機管理部、環境生活部、商工労働部、都市建築部、関係部局）

※緊急事態宣言については以下のとおり。

政府対策本部長は、「新型インフルエンザ等緊急事態」が発生したと認めるときは、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行い、この宣言以降、解除まで緊急事態措置を講じることができる。

#### ○「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件

新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る。）が国内で発生し、当該疾病の全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものに該当する事態

○緊急事態宣言の内容

- ・ 緊急事態措置を実施すべき期間
- ・ 緊急事態措置を実施すべき区域
- ・ 緊急事態の概要（発生状況、ウイルスの病原性、病状、感染防止に必要な情報等）

⑤ 市町村は、緊急事態宣言がされた場合、直ちに、市町村対策本部を設置する（特措法第 34 条第 1 項）。

⑥ 県は、対策の規模、内容に応じ、対策本部事務局の体制を拡大又は縮小する。（総務部、各部局）

⑦ 県は、業務継続計画により業務を遂行し、県民への行政サービスの低下を最小限とする。（総務部、各部局）

【隣県等からの協力要請】

特定都道府県から本県に対し、緊急事態措置を実施するための応援の求めがあった場合には、本県における患者の発生状況や感染症指定病院等の利用状況等を踏まえ、特措法第 39 条に基づき必要な措置を講じる。（健康福祉部）

（２）サーベイランス・情報収集

【国際的、全国的な情報収集】

県は、海外、他県での新型コロナウイルス感染症の発生状況、病原体に関する情報、疫学情報（症状、症例定義、致命率等）、治療法に関する情報（抗ウイルス薬の有効性等）、ワクチンの有効性・安全性等について、情報を収集する。（健康福祉部）

【受診患者数の把握】

県及び保健所設置市町村である岐阜市は、帰国者・接触者外来により受診患者数の状況を把握する。（健康福祉部）

【全数把握】

県及び岐阜市は、県内における新型コロナウイルス感染症の患者を早期に見し、患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型コロナウイルス

ス感染症患者（疑い患者を含む。）（以下「感染患者等」という。）を診察した場合の届出を求め、当該患者から検体を採取し、ウイルス検査を実施する。（健康福祉部）

### 【PCR検査の徹底】

- ① 県は、帰国者・接触者外来の医師からの申し出があった場合、PCR検査を積極的かつ柔軟に行うとともに、クラスターに関連した検査を徹底的に行う。（健康福祉部）
- ② 県は、専門家、医師、医療機関等からなる調整本部を設け、行政検査のほか自院での検査、民間検査会社の活用等についてルール化を行う。（健康福祉部）
- ③ 県は、PCR等検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。（健康福祉部）

### 【入院サーベイランスの拡充】

県及び岐阜市は、新型コロナウイルス感染症患者の臨床像を把握するため、感染患者等が入院した場合の全数報告について周知する。（健康福祉部）

### 【学校サーベイランスの強化】

- ① 県及び市町村は、学校等欠席者・感染症情報システム及び感染報告書により欠席者及び臨時休業（学級・学年閉鎖、休校等）の状況を把握する。（健康福祉部、環境生活部、教育委員会）
- ② 県及び岐阜市は、感染拡大を早期に探知するため、学校等での新型コロナウイルス感染症の集団発生の把握を強化する。（健康福祉部、環境生活部、教育委員会）
  - ・ 臨時休業以外の集団発生の把握
  - ・ 調査対象施設の拡大

### 【積極的疫学調査の実施】

県及び岐阜市は、患者や濃厚接触者に対する積極的疫学調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。（健康福祉部）

### (3) 情報提供・共有

#### 【情報提供】

- ① 県及び市町村は、県民各層に十分な情報が届くよう、テレビや新聞、ホームページやSNS等の利用可能なあらゆる媒体を活用し、正確でわかりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。また、特に必要があると認められる場合には、独自のメッセージの発信や注意喚起等を行う。(関係部局)
- ② 県内の発生状況を公表する際には、患者の個人が特定されないように配慮するとともに、新型コロナウイルス感染症には誰もが感染する可能性があることを伝え、風評被害等が生じないよう冷静な対応を県民に呼びかける。(健康福祉部)
- ③ 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(帰国者・接触者外来の受診の方法等)を周知する。(健康福祉部)
- ④ 県及び市町村は、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(関係部局)
- ⑤ 県は、在留外国人や外国人旅行者への適切かつ迅速な情報提供を行い、県内でのまん延防止と風評対策につなげる。(清流の国推進部、商工労働部)
- ⑥ 県は、新型コロナウイルス感染症の発生状況及びクラスター(患者間の関連が認められた集団)の発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。(健康福祉部)
- ⑦ 県は、県民からコールセンター等に寄せられる問い合わせや市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、国へ報告するとともに、情報提供に反映する。(健康福祉部)

#### 【コールセンターの設置】

県は、国から提供されるQ & A等を活用し、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な健康相談に対応できるコールセンターを設置し、適切な情報提供を行うとともに、市町村に対し、相談窓口を設置するよう依頼する。(健康福祉部)

### 【情報共有】

県、市町村、指定（地方）公共機関、関係団体はインターネット等を活用し、適時適切な情報共有を図る。（関係部局）

## （４）予防・まん延防止

### 【患者の入院、濃厚接触者の健康観察等】

県及び岐阜市は、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。（健康福祉部）

### 【個人・地域レベルでの感染対策強化】

県及び市町村は、住民や事業者等に対して次の依頼を行う。

- ・ 住民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること、時差出勤や在宅勤務（テレワーク）の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等呼びかける。（健康福祉部、関係部局）
- ・ 県は、一般的な不要不急の外出自粛について呼びかけを行う。（健康福祉部、関係部局）
- ・ 県は、密閉空間、密集場所、密接場面という３つの条件が同時に重なるような集まりについて避ける行動を求める。（健康福祉部、関係部局）
- ・ 全国的大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。（健康福祉部、関係部局）
- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講じるよう依頼する。（都市建設部、健康福祉部）

### 【病院、高齢者施設等における対策】

県及び市町村は、関係機関と協力し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有す

る者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において職員が感染源とならないようにすることも含め、院内感染や施設内感染対策を徹底するよう周知する。(健康福祉部、関係部局)

#### 【学校、保育施設等における対策】

- ① 県は、学校設置者等に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者等の感染者情報について速やかに情報共有する。(健康福祉部、環境生活部、教育委員会)
- ② ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、文部科学省の示すガイドライン等や厚生労働省の通知により、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示す。

なお、生徒が感染した場合等においては、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)も含め適切な措置を行うよう学校の設置者に依頼し、保育施設等においては厚生労働省の通知に基づき、市町村等に対して臨時休園等の取扱いを徹底する。(健康福祉部、環境生活部、教育委員会)

#### 【渡航に関する注意喚起等】

県は、旅券センター等において、海外への渡航予定者に対し、新型コロナウイルス感染症の発生状況や、個人がとるべき対応及び渡航延期勧告に関する情報提供及び注意喚起を行う。(商工労働部)

#### 【水際対策】

県及び岐阜市は、国からの要請に基づき、検疫所等と連携して入国者に対する健康監視を実施する。ただし、新型コロナウイルス感染症の病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には、国の方針変更に合わせて措置を縮小、中止する。(健康福祉部)

#### 【在外邦人支援】

県は、発生国に滞在・留学する本県出身の邦人に対し、国内の事業所又は学校等を通じ、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知する。併せて、県内で新型コロナウイルス感染症が発生していること等について情報提供を行う。(商工労働部、環境生活部、教育委員会)

### 【クラスター対策の徹底】

- ① 県は、まん延防止策として、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況を踏まえて、徹底する。(健康福祉部)
- ② 県は、クラスターが発生しているおそれがある場合には、徹底的なPCR検査により、封じ込めを図る。また、必要に応じて、法第24条第9項に基づき、当該クラスターに関係する施設の休業や催物(イベント)の自粛等の必要な対応を要請することとする。これに関連し、国及び発生市町村との間で緊密に情報共有を行う。(健康福祉部)
- ③ 県は、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なるような集まりを避ける行動を強く求めるとともに、全国的大規模な催物(イベント)等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。(健康福祉部、関係部局)
- ④ その上で、感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられるなどの地域では、期間を示した上で、外出や催物(イベント)の開催の自粛について協力を迅速に要請する。(健康福祉部、関係部局)  
その結果、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。(健康福祉部、関係部局)
- ⑤ 県及び保健所設置市である岐阜市は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に取り組む。これに関連し、県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第24条に基づく総合調整を行う。さらに、県は、クラスターの発見に資するよう、都道府県間の迅速な情報共有に努める。(健康福祉部)
- ⑥ 県は、クラスターの感染源や経路を解明し感染の連鎖を防ぐため、必要に応じて、厚生労働省のクラスター対策班の派遣を要請する。(健康福祉部)

### 【災害時における避難所対応】

県は、災害発生時の避難所における新型コロナウイルス感染症の発生・まん延防止のため、避難所以外の安全な建物を避難所として活用するなど避難所における住民同士の密集を避けられるよう「避難所運営ガイドライン」の見直しを行う。また、まん延防止に必要な資機材を整備するなどにより市町村を支援する。(危機管理部)

### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の措置を行う。なお、緊急事態措置を実施したときは、遅滞なく、その旨及び理由を政府対策本部長に報告する（特措法附帯決議）。（健康福祉部、関係部局）

#### （外出自粛等の要請）

住民に対しては、特措法第 45 条第 1 項に基づき、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、期間を定めて、生活の維持に必要な場合※<sup>1</sup>を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策※<sup>2</sup>の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位又は圏域単位）とすることが考えられる。

※ 1 生活の維持に必要な場合とは、「医療機関への通院」「食料の買い出し」「職場への出勤」等を想定

※ 2 基本的な感染対策とは、「マスク着用」「咳エチケット」「手洗い」等を想定

#### （施設の使用制限等の要請等）

- ・ 学校・保育施設等（特措法施行令第 11 条第 1 項第 1 号・第 2 号に定める施設に限る。）に対しては、特措法第 45 条第 2 項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- ・ 上記以外の施設に対しては、特措法第 24 条第 9 項に基づき、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。
- ・ 多数の者が利用する施設（特措法施行令第 11 条第 3 号から第 14 号までに定める施設に限る。）で、当該要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断されたものに対しては、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。
- ・ 特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民の生活・経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、当該施設に対し、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の指示を行う。
- ・ 特措法第 45 条第 2 項・第 3 項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。



#### 【隣接県を対象区域とした緊急事態宣言がされている場合の措置】

隣接県に緊急事態宣言が発令され、県内には発令されていない場合、当該隣接県で実施されている緊急事態措置の内容を勘案し、必要に応じ、県民に対する当該隣接県への往来の自粛等必要な措置を講じる。(健康福祉部、関係部局)

### (5) 医療

#### 【医療機関等との情報共有】

- ① 県は、新型コロナウイルス感染症の診断や治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(健康福祉部)
- ② 県は、必要に応じ、「岐阜県新型インフルエンザ等医療保健福祉協議会」や、地域医療体制の維持に係る関係者との情報共有を目的とした会議等を開催し、医療、保健、福祉関係者との意思疎通を図る。(健康福祉部)

#### 【専門家会議、調整本部の設置】

- ① 県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大・まん延防止に備え、専門家会議を設置する。(健康福祉部)
- ② 県は、患者受け入れや搬送、PCR検査等についてのルール化を行うため、専門家、医師、医療機関等からなる調整本部を設置する。(健康福祉部)

#### 【帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター】

- ① 県及び岐阜市は、保健所に帰国者・接触者相談センターを設置し、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。(健康福祉部)
- ② 県及び岐阜市は、あらかじめ定めた医療機関に帰国者・接触者外来の設置を要請し、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う。(健康福祉部)

#### 【患者増加時における医療体制（自宅待機等）】

- ① 県は、患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそ

れがあると判断する場合、厚生労働省に相談の上、重症者等に対する医療提供に重点を移す観点から、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とするなど体制を整備する。(健康福祉部)

- ② 自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、県は、市町村と連携し、軽症者が県内ホテルなどの宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じる。(健康福祉部)
- ③ 患者が更に増加し帰国者・接触者外来での医療提供に支障をきたすおそれがある地域では、地域の感染状況や医療需要に応じて、帰国者・接触者相談センターの体制を強化したうえで、帰国者・接触者外来を増設し、外来を早急に受診できる体制を整備する。(健康福祉部)
- ④ さらに患者が増加し増設した帰国者・接触者外来での医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する場合には、県は、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行う。

こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することによって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、県及び市町村は、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、かかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知する。(健康福祉部)

### 【診療体制の確保】

県は、帰国者・接触者外来や中核病院の負担が過重とならないために、帰国者・接触者外来での受診対象とならない者に係るかかりつけ医や最寄りの診療所への受診の勧奨、治療証明の一時中止等の診療体制の確保について、関係機関と方針を協議する。(健康福祉部)

### 【院内感染対策】

県及び岐阜市は、帰国者・接触者外来以外の医療機関においても、新型コロナウイルス感染症の患者が受診する可能性があるため、院内感染対策を講じた上で、診療するよう要請する。(健康福祉部)

### 【患者の全数把握とPCR等の検査】

- ① 県及び岐阜市は、全ての医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型コロナウイルス感染症の患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連

絡するよう要請する。(健康福祉部)

- ② 保健所は、県内の患者数が極めて少ない段階においては、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者から採取した検体を保健環境研究所・衛生試験所に送付し、PCR等の検査を行う。患者数が増加した段階では、PCR等の検査は重症者等に限定して行う。(健康福祉部)

### 【入院勧告】

県及び岐阜市は、新型コロナウイルス感染症と診断された者に対しては、原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等への入院勧告を行い、当該患者を移送する。(健康福祉部)

### 【流行予測と病床確保等の検討】

県は、国から提供される情報を基に、流行期において予想される患者数、重症患者数等を算出し、必要となる病床を確保する。また、臨時の医療施設で医療を提供する必要が生じると予測する場合には、市町村と協議し、当該施設を確保する。(健康福祉部)

### 【医薬品等の流通】

県は、新型コロナウイルス感染症の治療に必要な医薬品等の適正流通について、県医師会、県薬剤師会、医薬品卸組合等と連携し、医療機関、薬局、医薬品卸売業者に依頼する。(健康福祉部)

### 【医療機関・薬局における警戒活動】

県警察本部は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)

### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

特措法第32条第1項に基づき、県内の全部又は一部が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合、医療機関及び医薬品販売業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品の販売等を確保するために必要な措置を講じる(特措法第47条)。

## (6) 県民の生活及び経済の安定の確保

### 【事業者の対応等】

県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を講じるよう依頼する。(関係部局)

### 【県民・事業者への呼びかけ】

県及び市町村は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(環境生活部、商工労働部、農政部)

### 【医療体制確保、県民生活・経済安定のための支援】

県は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、県民経済や県民生活への影響を注意深く見極めながら、機動的に、医療体制の確保、事業活動の縮小や雇用への対策について財政的な措置をはじめ必要な措置を講じる。(総務部、健康福祉部、商工労働部、農政部、関係部局)

### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

特措法第32条第1項に基づき、県内の全部又は一部が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。なお、緊急事態措置を実施したときは、遅滞なく、その旨及び理由を政府対策本部長に報告する(特措法附帯決議)。

#### (事業者の対応等)

- ・ 指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。
- ・ 登録事業者は、医療の提供並びに県民の生活及び経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。
- ・ その際、県は、国が必要に応じ示す当該事業継続のための法令の弾力運について、迅速に関係者へ周知を行う。また、その他、県において必要な対応策を速やかに検討し、対応する。(関係部局)

#### (電気・ガス・水の安定供給)

- ・ 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる（特措法第 52 条第 1 項）。
- ・ 水道事業者及び工業用水道事業者である市町村は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる（特措法第 52 条第 2 項）。
- ・ 県は、水道用水供給事業及び工業用水道事業について、岐阜県営水道業務継続計画に基づき、消毒その他衛生上の措置等、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる（特措法第 52 条第 2 項）。また、市町村の水道事業等の継続を支援する。（都市建築部、健康福祉部）

#### (運送・通信・郵便の確保)

- ・ 運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染対策等、緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる（特措法第 53 条第 1 項）。
- ・ 電気通信事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じる（特措法第 53 条第 2 項）。
- ・ 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講じる（特措法第 53 条第 3 項）。

#### (サービス水準に係る県民への呼びかけ)

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（危機管理部、関係部局）

#### (緊急物資の運送等)

- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資\*の輸送を要請する（特措法第 54 条第 1 項）。

(商工労働部)

- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する（特措法第 54 条第 2 項）。（健康福祉部）
- ・ 県は、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する（特措法第 54 条第 3 項）。（商工労働部、健康福祉部）

※ 緊急物資とは、特措法第 10 条に基づき国や県が備蓄している物資（マスク、防護服、個人防護具等）や法第 55 条に基づき売渡し要請を行った物資（医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料等）を想定

#### (生活関連物資等の価格の安定等)

県及び市町村は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（環境生活部、関係部局）

#### (生活相談窓口の設置)

県及び市町村は、必要に応じ、県民の生活相談窓口の設置・充実を図る。（環境生活部、関係部局）

#### (犯罪の予防・取締り)

県警察本部は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。（警察本部）

## 2 県内感染期

### 発生状況：

- ・ 県内で新型コロナウイルス感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 県内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

### 目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 県民の生活及び経済への影響を最小限に抑える。

### 対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 地域ごとに発生の状況が異なり、実施すべき対策が異なる場合もあることから、必要な場合には地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数进行べく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、県民の生活・経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

## (1) 実施体制

### 【基本的対処方針等の決定】

- ① 県内において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった場合、県対策本部は、国と協議のうえ、県内感染期に入ったことを宣言するとともに、国の基本的対処方針に基づき、専門家や関係者の意見を踏まえ、県のアクションプランを協議・改定する。(各部局)
- ② 県は、状況に応じ、以下の会議等を開催し、各種対策に係る意見聴取や情報共有、意見交換等を緊密に行う。(健康福祉部)
  - ・ 医療関係者や学識経験者等で構成する「岐阜県新型コロナウイルス感染症専門家会議」
  - ・ 県内の市町村、各種団体で構成する「新型コロナウイルス感染症対策協議会」
  - ・ 医療、保健、福祉の代表者や学識経験者で構成する「岐阜県新型インフルエンザ等医療保健福祉協議会」
  - ・ 地域医療体制の維持等に係るかかりつけ医、入院医療機関等との会議
- ③ 県は、対策の規模、内容に応じ、県対策本部事務局の体制を拡大又は縮小する。(総務部、各部局)
- ④ 県は、業務継続計画により業務を遂行し、県民への行政サービスへの低下を最小限とする。(総務部、各部局)

### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ① 特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合で、緊急事態措置を実施するために必要があるときは、県は、他の都道府県に対する応援要求(特措法第 39 条)の措置を活用する。また、必要に応じて国職員の派遣要請(特措法第 42 条)の措置を活用する。(健康福祉部)
- ② 緊急事態措置を実施すべき区域内にある市町村は、新型コロナウイルス感染症のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合、県による代行(特措法第 38 条)の措置を活用する。また、必要に応じて、他の市町村による応援(特措法第 39 条)、県による応援(特措法第 40 条)、国職員の派遣要請(特措法第 42 条)の措置を活用する。(清流の国推進部、その他関係部局)



### 【隣県等からの協力要請】

特定都道府県から本県に対し、緊急事態措置を実施するための応援の求めがあった場合には、本県における患者の発生状況や感染症指定病院等の利用状況等を踏まえ、特措法第 39 条に基づき必要な措置を講じる。(健康福祉部)

## (2) サーベイランス・情報収集

### 【国際的、全国的な情報収集】

県内発生早期の対策を継続する。

### 【受診患者数の把握】

県及び岐阜市は、県医師会と連携し、新型コロナウイルス感染症の受診患者数の状況を把握する。(健康福祉部)

### 【全数把握の中止】

県及び岐阜市は、新型コロナウイルス感染症の患者の全数把握を中止する。(健康福祉部)

### 【ウイルスサーベイランス】

県及び岐阜市は、医療機関や学校等の協力を得て、任意に新型コロナウイルス感染症患者からの検体を採取し、PCR等の検査のほか、ウイルスの病原性や薬剤感受性の変化に関する検査を計画的に実施する。(健康福祉部)

### 【入院サーベイランスの縮小】

県及び岐阜市は、入院患者の全数把握を中止し、通常の入院サーベイランス(定点医療機関における新型コロナウイルス感染症による入院患者の調査)に切り替える。(健康福祉部)

### 【学校サーベイランスの縮小】

① 県及び市町村は、引き続き、学校等欠席者・感染症情報システムにより欠

席者及び臨時休業の状況を把握する。(健康福祉部、環境生活部、教育委員会)

- ② 県及び岐阜市は、学校等での新型コロナウイルス感染症集団発生の把握強化は中止し、通常の学校サーベイランスに切り替える。(健康福祉部、環境生活部、教育委員会)

### **【積極的疫学調査の継続】**

県及び岐阜市は、積極的疫学調査を重大事例に限定し、継続する。(健康福祉部)

## **(3) 情報提供・共有**

### **【情報提供】**

県内発生早期の対策を継続する。

### **【コールセンターの設置】**

県内発生早期の対策を継続する。

### **【情報共有】**

県内発生早期の対策を継続する。

## **(4) 予防・まん延防止**

### **【患者の入院、濃厚接触者の健康観察等の中止】**

県及び岐阜市は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察の実施等）は中止する。(健康福祉部)

### **【個人・地域レベルでの感染対策強化】**

県内発生早期の対策を継続する。

### **【病院、高齢者施設等における対策】**

県内発生早期の対策を継続する。

### 【学校、保育施設等における対策】

県内発生早期の対策を継続する。

### 【渡航に関する注意喚起等】

県は、国の状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容を順次見直す。(商工労働部)

### 【在外邦人支援】

県内発生早期の対策を継続する。

### 【災害時における避難所対応】

県内発生早期の対策を継続する。

### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合で、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。なお、緊急事態措置を実施したときは、遅滞なく、その旨及び理由を政府対策本部長に報告する(特措法附帯決議)。(健康福祉部、関係部局)

#### (外出自粛等の要請)

住民に対しては、特措法第 45 条第 1 項に基づき、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

#### (施設の使用制限等の要請等)

- ・ 学校・保育施設等(特措法施行令第 11 条第 1 項第 1 号・第 2 号に定める施設に限る。)に対しては、特措法第 45 条第 2 項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。
- ・ 上記以外の施設に対しては、特措法第 24 条第 9 項に基づき、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。

- ・ 多数の者が利用する施設（特措法施行令第 11 条第 3 号から第 14 号までに定める施設に限る。）で、当該要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断されたものに対しては、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。
- ・ 特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民の生活・経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、当該施設に対し、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の指示を行う。
- ・ 特措法第 45 条第 2 項・第 3 項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

#### 【隣接県を対象区域とした緊急事態宣言がされている場合の措置】

隣接県に緊急事態宣言が発令され、県内には発令されていない場合、当該隣接県で実施されている緊急事態措置の内容を勘案し、必要に応じ、県民に対する当該隣接県への往來の自粛等必要な措置を講じる。（健康福祉部、関係部局）

### （５）医療

#### 【医療機関等との情報共有】

- ① 県は、引き続き、新型コロナウイルス感染症の診断や治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（健康福祉部）
- ② 県は、必要に応じ、「岐阜県新型インフルエンザ等医療保健福祉協議会」や、地域医療体制の維持に係る関係者との情報共有を目的とした会議等を開催し、医療、保健、福祉関係者との意思疎通を図る。（健康福祉部）
- ③ 県は、医療機関における人的被害及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型コロナウイルス感染症やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。（健康福祉部）

#### 【専門家会議、調整本部の設置】

県内発生早期の対策を継続する。

#### 【帰国者・接触者外来、入院勧告の中止】

県及び岐阜市は、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院勧告を中止し、新型コロナウイルス感染症の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型コロナウイルス感染症の患者の診療を行う。(健康福祉部)

### 【患者増加時における医療体制（自宅待機等）】

県内発生早期の対策を継続する。

### 【診療体制の確保】

県は、中核病院の負担が過重とならないために、かかりつけ医や最寄りの診療所への受診の勧奨、治癒証明の一時中止等の診療体制の確保について、関係機関と方針を協議する。(健康福祉部)

### 【入院治療】

県及び岐阜市は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。

また、自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、県は、市町村と連携し、軽症者が県内ホテルなどの宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じる。(健康福祉部)

### 【在宅患者への支援】

- ① 県及び岐阜市は、在宅で療養する患者に対し、医師が電話による診療により慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師がファクシミリ等により薬等の処方箋を発行することについて、国が示す対応方針を周知する。(健康福祉部)
- ② 県は、市町村に対し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行うよう、依頼する。(健康福祉部)

### 【医薬品等の流通】

- ① 県は、引き続き、新型コロナウイルス感染症の治療に必要な医薬品等の適正流通について、県医師会、県薬剤師会、医薬品卸組合等と連携し、医

療機関、薬局、医薬品卸売業者に依頼する。(健康福祉部)

- ② 県は、県医師会、県薬剤師会、医薬品卸組合等と連携し、治療に必要な医薬品等の流通在庫量を調査し、地域や医療機関に偏在が認められる場合には、融通、調整する。(健康福祉部)

### 【医療機関・薬局における警戒活動】

県警察本部は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)

### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。なお、緊急事態措置を実施したときは、遅滞なく、その旨及び理由を政府対策本部長に報告する(特措法附帯決議)。(健康福祉部)

#### (医療等の確保)

医療機関及び医薬品販売業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品の販売等を確保するために必要な措置を講じる(特措法第 47 条)。

#### (臨時の医療施設の開設)

- ・ 県は、区域内の医療機関が不足した場合、医療機関に対し、患者治療のための医療機関における定員超過入院(医療法施行規則第 10 条)等の措置を要請する。
- ・ また、県は、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型コロナウイルス感染症を発症し外来診療を受ける必要のある者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を開設し、医療を提供する(特措法第 48 条第 1 項)。
- ・ 臨時の医療施設の設置は、必要に応じ、市町村長に開設を委任する(特措法第 48 条第 2 項)。
- ・ 臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

## **(6) 県民の生活及び経済の安定の確保**

### **【事業者の対応等】**

県内発生早期の対策を継続する。

### **【県民・事業者への呼びかけ】**

県内発生早期の対策を継続する。

### **【医療体制確保、県民生活・経済安定のための支援】**

県内発生早期の対策を継続する。

### **【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。なお、緊急事態措置を実施したときは、遅滞なく、その旨及び理由を政府対策本部長に報告する（特措法附帯決議）。

#### **(事業者の対応等)**

- ・ 指定（地方）公共機関及び登録事業者は、事業の継続を行う。
- ・ その際、県は、国が必要に応じ示す当該事業継続のための法令の弾力運用について、迅速に関係者へ周知を行う。また、その他、県において必要な対応策を速やかに検討し、対応する。（関係部局）

#### **(電気及びガス並びに水の安定供給)**

#### **(運送・通信・郵便の確保)**

#### **(サービス水準に係る県民への呼びかけ)**

#### **(緊急物資の運送等)**

県内発生早期の対策を継続する。

#### **(物資の売渡しの要請等)**

- ・ 県は、必要に応じ、特措法第 55 条第 1 項に基づき、特定物資（緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品（抗インフルエンザウイルス薬を除く）、食品、

医療機器その他衛生用品、燃料、その他内閣総理大臣が公示するもの）の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、あらかじめ同意を得ることを基本として、当該特定物資の売渡しを要請する。（健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農政部、その他関係部局）

- ・ なお、当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、特措法第 55 条第 2 項に基づき、当該物資等を収用する。（健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農政部、その他関係部局）
- ・ また、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合は、特措法第 55 条第 3 項に基づき、事業者に対し特定物資の保管を命じる。（健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農政部、その他関係部局）

#### （生活関連物資等の価格の安定等）

- ・ 県及び市町村は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（環境生活部、関係部局）
- ・ 県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、上記対策に加え、「岐阜県消費生活条例」（昭和 50 年条例第 29 号）、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」（昭和 48 年法律第 48 号）、「国民生活安定緊急措置法」（昭和 48 年法律第 121 号）等に基づく措置その他適切な措置を講じる（特措法第 59 条）。（環境生活部、関係部局）
- ・ 市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市町村行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じる。

#### （生活相談窓口の設置）

#### （犯罪の予防・取締り）

県内発生早期の対策を継続する。

#### （要援護者への生活支援）

県は、市町村に対し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請



する。(健康福祉部、関係部局)

**(埋葬・火葬の特例等)**

- ・ 県は、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、依頼する。(健康福祉部)
- ・ 県は、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう依頼する。(健康福祉部、関係部局)
- ・ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。(健康福祉部)
- ・ 国が、特措法第 56 条第 1 項に基づき、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合、県は市町村へ速やかに周知する。(健康福祉部)
- ・ 県は、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、埋葬又は火葬を行う(特措法第 56 条第 2 項)。
- ・ 埋葬又は火葬は、必要に応じ、市町村長に委任する(特措法第 56 条第 3 項)。

## 厚労大臣による総理大臣への報告

| 国                                                               | 岐阜県                                                                  | 市町村                                              |
|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| ○政府対策本部の設置<br>○政府行動計画に基づく対策<br>・基本的対処方針の作成<br>・海外発生時の水際対策の確な実施等 | ○岐阜県対策本部の設置<br>○県行動計画に基づく対策<br>・医師等への医療従事者の要請等<br>・公私の団体又は個人に対する協力要請 | 任意に対策本部設置可<br>※法律に基づく対策本部ではない<br>(市町村行動計画に基づく対策) |

## 緊急事態宣言（国）

【要件】 新型コロナウイルス感染症（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る。）が国内で発生し、当該疾病の全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものに該当する事態

【内容】 政府対策本部長は、緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示

- ・緊急事態措置を実施すべき『期間』（2年を超えない期間。ただし、1年延長可能）
- ・緊急事態措置を実施すべき『区域』（最小単位は原則として都道府県の区域を想定）
- ・緊急事態の『概要』（発生状況、ウイルスの病原性、病状、感染・まん延防止に必要な情報など）

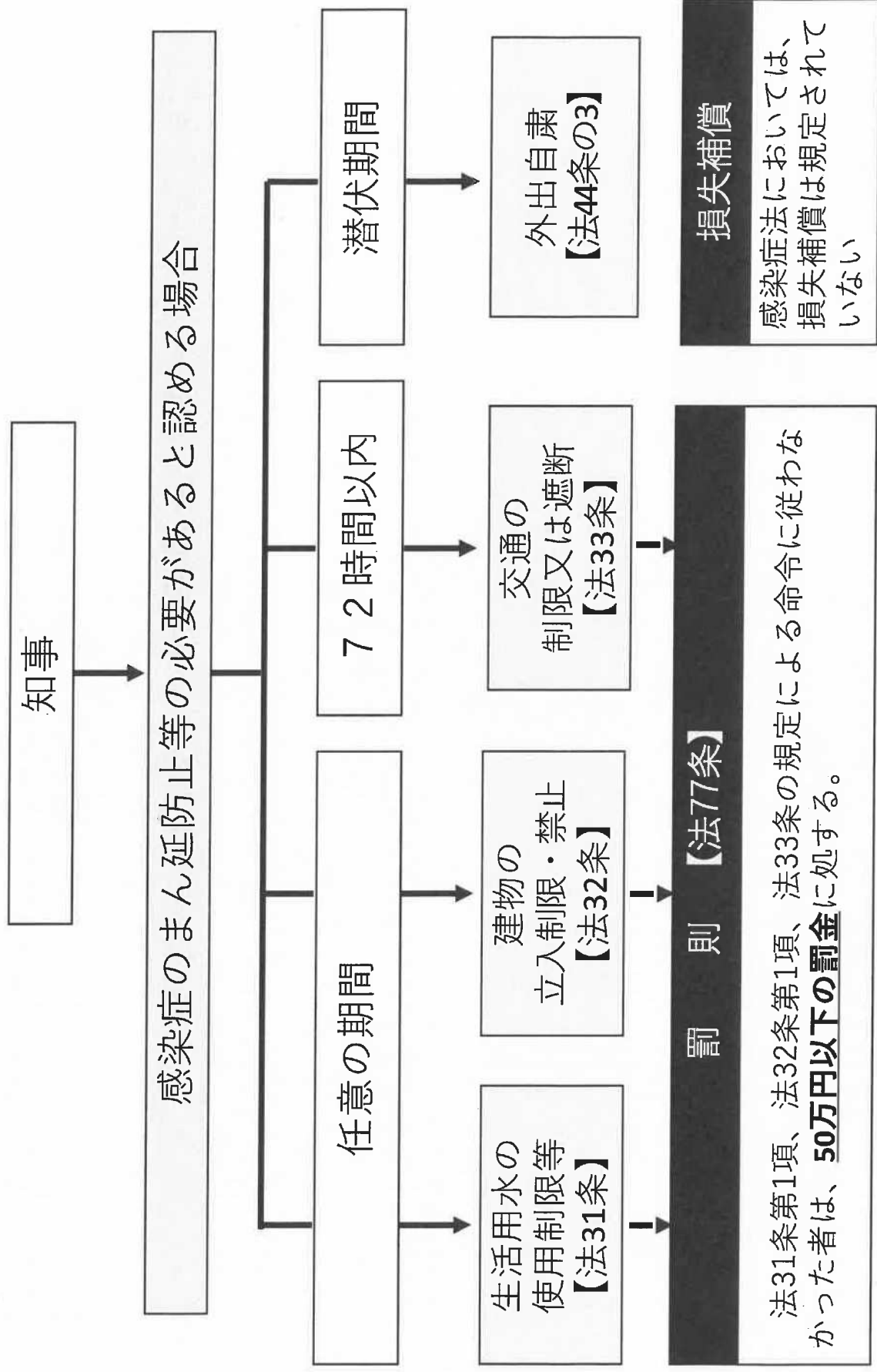
| 国                                                                                                     | 岐阜県                                                                                                                                                                                                                  | 市町村                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| ○国民生活及び国民経済の安定に関する措置<br>・緊急物資の運送要請等<br>(対象：指定公共機関)<br>・特定物資の売渡しの要請等<br>(都道府県の措置を支援するため<br>緊急の必要がある場合) | ○まん延防止に関する措置<br>・不要不急の外出の自粛等の要請<br>・学校、興行場等の使用制限要請等<br>○医療等の提供体制確保に関する措置<br>・臨時の医療施設での医療の提供等<br>○国民生活及び国民経済の安定に関する措置<br>・物資及び資材の供給要請<br>・緊急物資の運送等<br>(対象：指定地方公共機関)<br>・特定物資の売渡しの要請等<br>・埋葬及び火葬の特例等<br>・生活関連物資等の価格の安定 | ○市町村対策本部の設置<br>○市町村行動計画に基づく対策<br>・市町村が実施する当該市町村の区域に係る緊急事態措置の総合調整等 |

## 緊急事態措置

## 緊急事態宣言の解除（国）

政府対策本部長は、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、緊急事態が終了した旨を公示

# 感染症法に基づく知事の権限



## 岐阜市新型コロナウイルス感染症対策総合アクションプランの見直しについて（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月1日（水）以降の本市の各種取扱いについては、下記のとおりとします。

**1 感染拡大防止と医療提供体制の整備****(1) 感染拡大の防止****① イベント等の取扱い**

岐阜市主催のイベント、各種講座（以下「イベント等」という。）について、  
**4月12日（日）まで、これまでと同様の対応とする。**

- 全て（屋内・屋外）のイベント等については、原則として延期又は中止する。
- ただし、卒業式、各種健診など、イベント等で、この期間に実施する必要がある、実施日の変更が困難なものは、次に掲げる感染予防対策を徹底した上で実施する。

- ・ イベント等の開催規模（人数）を縮小すること。
- ・ イベント等の開催時間を短縮すること。
- ・ 風邪のような症状のある人は参加を認めないこと。
- ・ 咳エチケット及び頻繁な手洗いを呼びかけること。
- ・ 会場の入り口等にアルコール消毒液を設置すること。
- ・ 食事を提供しないこと。
- ・ そのほか、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年3月19日）「2 多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」で示された感染対策を講じること。

4月13日以降の対応は、最新の状況や政府の要請等を踏まえて検討する。

なお、上記に関わらず、新型コロナウイルスへの感染による重症化を防ぐため、岐阜市主催のイベント等のうち、主に高齢者や基礎疾患がある方を対象とするものについては、当分の間、中止又は延期とする。

## ② 市有施設等の取扱い

市有施設については、4月12日（日）までの間、これまでと同様の対応とする。

### 【スポーツ施設】（3月1日（日）から）

- 1 個人の利用については、休止する。

（主な施設：トレーニングルーム、テニスコート等）

- 2 団体の利用については、原則として中止又は延期を要請する。ただし、中止又は延期ができない場合は、次の感染予防対策を徹底して行うよう要請する。

- ・開催規模（人数）を縮小すること。
- ・開催時間を短縮すること。
- ・風邪のような症状のある人は参加を認めないこと。
- ・咳エチケット及び頻繁な手洗いを呼びかけること。
- ・会場の入り口等にアルコール消毒液を設置すること。
- ・食事を提供しないこと。
- ・その他イベント等の取扱いに準じること。

（主な施設：総合体育館、野球場等）

### 【主に児童・高齢者が利用する施設】（3月2日（月）から）

- 1 児童・高齢者を対象とする施設は、休館・一部利用停止とする。

（主な施設：図書館、科学館、児童館、老人福祉センター等）

新型コロナウイルス感染症を理由に自粛したイベント等に関する施設の使用料については、基本的に使用料を徴収しない。

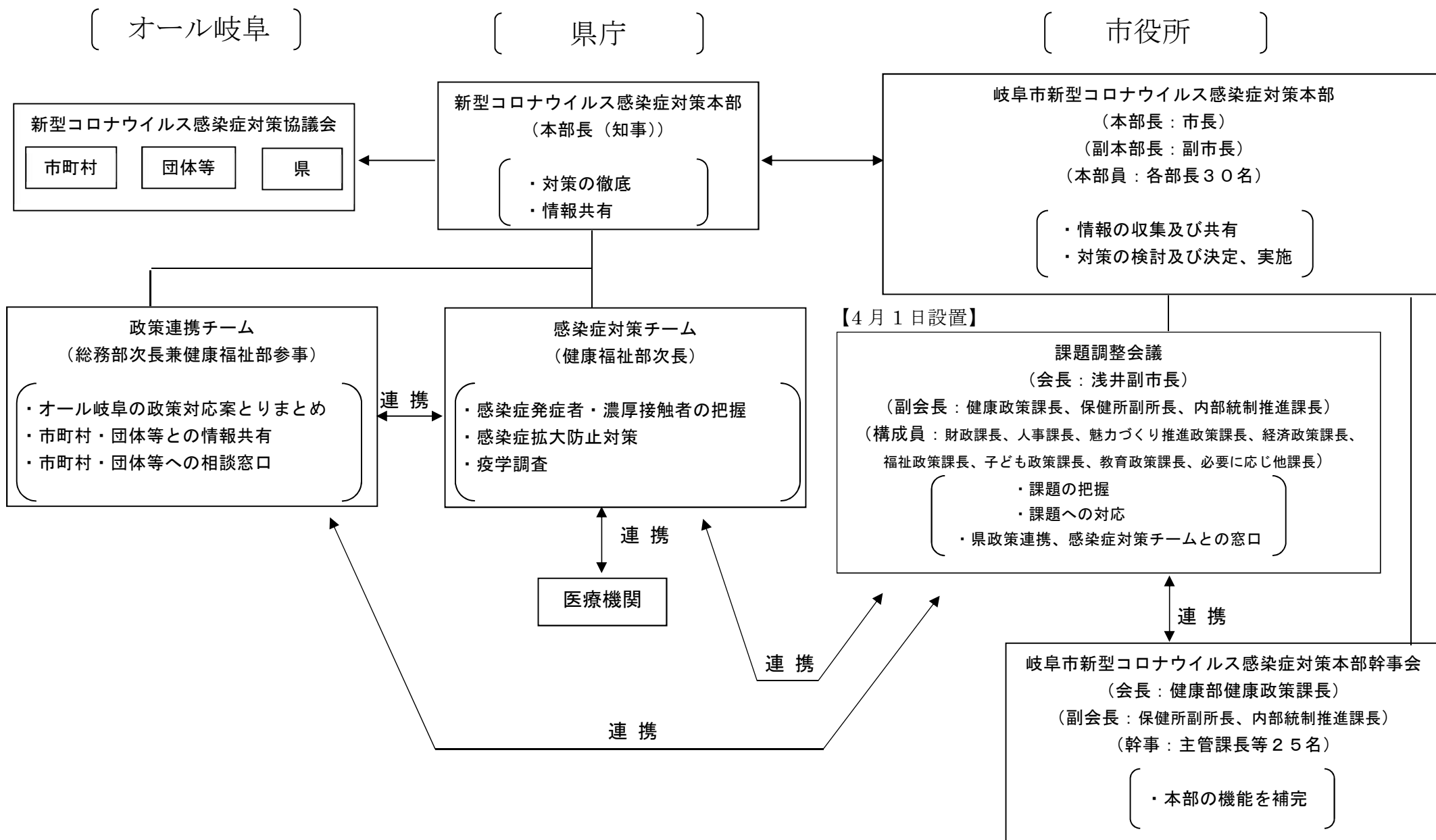
対象期間：令和2年2月26日（水）～4月12日（日）

4月13日以降の対応は、最新の状況や政府の要請等を踏まえて検討する。

なお、上記に関わらず、可児市の事例を踏まえ、市有施設（指定管理者が管理する公の施設を含む。）を利用して行う合唱、カラオケその他これに類する行為については、当分の間、自粛を要請することとする。

# 新型コロナウイルス感染症対策推進体制（案）

資料 3



## 新型コロナウイルス感染症予防に関する消毒の徹底について

すべての市有施設について下記のとおり消毒を徹底することとする。

### 記

#### 【消毒する場所】

受付窓口の机・椅子、テーブル、階段の手すり、ドアノブ、電気等のスイッチ、エレベーターボタン、玄関出入り口等の共用部、トイレ等の人が触れる場所

#### 【消毒方法】

##### 1 消毒用アルコール液による消毒

###### ○消毒方法

消毒する部位に吹き付けるか薬剤を含ませた布で拭き取って使用してください。

エタノール（70～80％）やイソプロピルアルコール（70％）を薄めずにそのまま使用してください。

##### 2 次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）による消毒

| 濃度   | 0.05％                                                                                                                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 希釈方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイター・キッチンハイターを使用する場合<br/>1,000mlの水に25ml（キャップ約1杯分）を入れてよく混ぜる。</li> <li>・ピューラックスを使用する場合<br/>500mlの水に5ml（ペットボトルのキャップ約1杯分）を入れてよく混ぜる。</li> </ul> |

###### ○消毒方法

消毒液を十分含ませてしぼったペーパータオルなどで拭き、必要に応じ、から拭きしてください。金属部分は腐食する可能性があるので、水拭きしてください。

###### ○注意事項

- ・ドアや窓を開け、しっかり**換気**しながら行ってください。
- ・直接手指についたりすることを防ぐために、**マスクや手袋を着用**してください。  
また、誤飲に注意してください。
- ・ガスを発生する恐れがありますので、他の消毒液（酸性薬品、アルコール等）と混ぜないでください。
- ・希釈した消毒液は分解されやすいので、冷暗所に保存し、当日中に使用してください。

# 新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った  
丁寧な手洗いを行ってください。



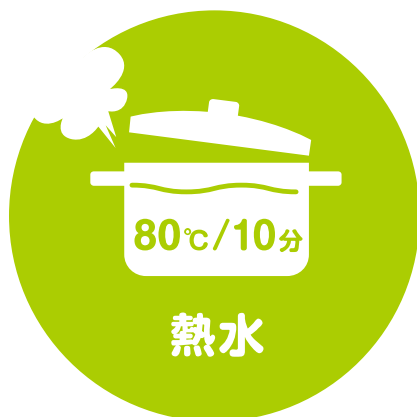
手洗いを丁寧に行うことで、  
十分にウイルスを除去できます。  
さらにアルコール消毒液を  
使用する必要はありません。

| 手洗い                                            |             | 残存ウイルス            |
|------------------------------------------------|-------------|-------------------|
| 手洗いなし                                          |             | 約 100 万個          |
| 石けんや<br>ハンドソープで<br>10 秒もみ洗い後<br>流水で<br>15 秒すすぐ | 1 回         | 約 0.001%<br>(数十個) |
|                                                | 2 回<br>繰り返す | 約 0.0001%<br>(数個) |

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、  
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の熱水に  
10分間さらすと消毒ができます。

火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、  
拭くと消毒ができます。

ハイター、ブリーチなど。  
裏面に作り方を表示しています。

【注意】

- ・家事用手袋を着用して行ってください。
- ・金属は腐食することがあります。
- ・換気をしてください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。



参考

## 0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。  
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

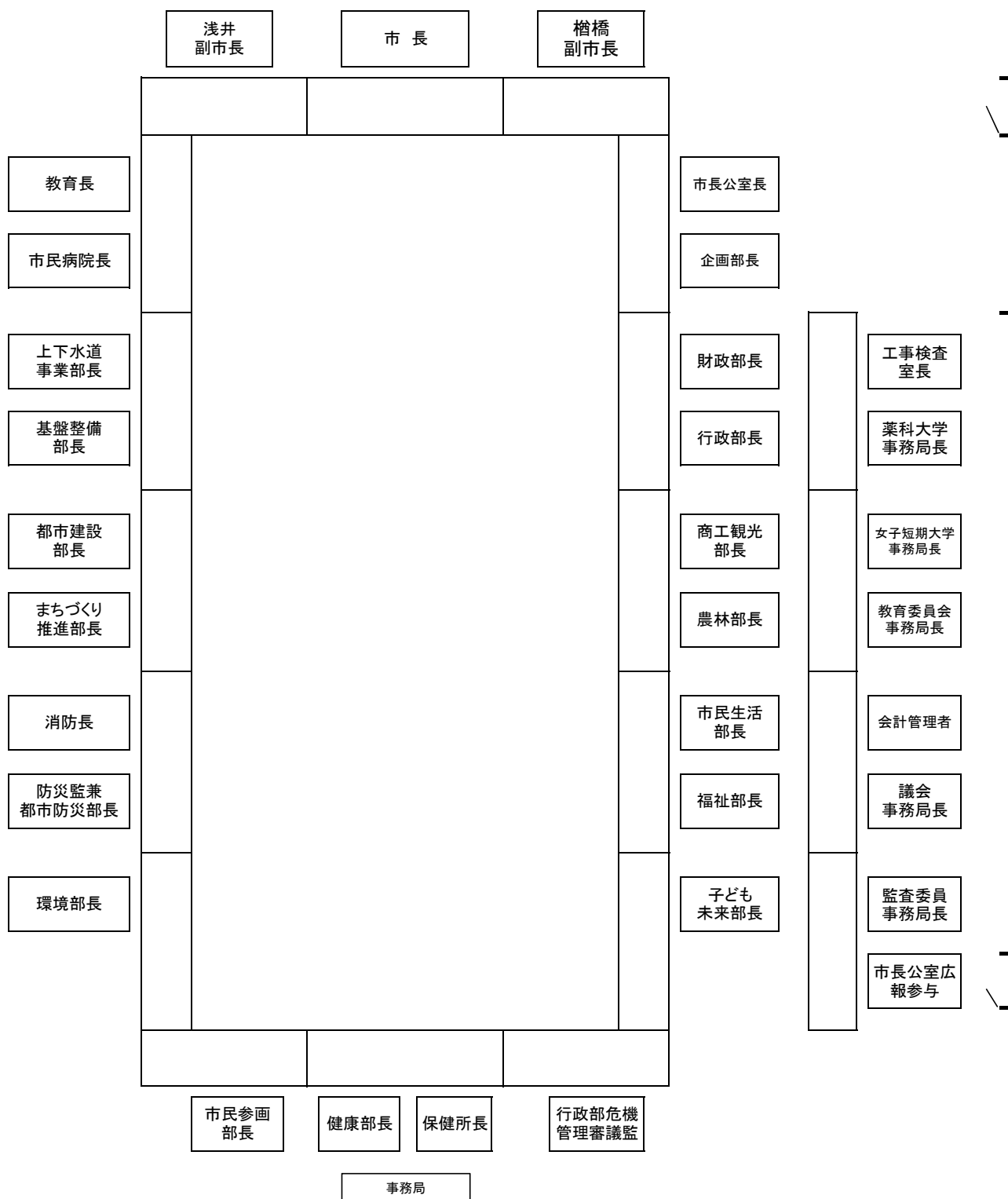
| メーカー<br>(五十音順) | 商品名         | 作り方の例                             |
|----------------|-------------|-----------------------------------|
| 花王             | ハイター        | 水 1 L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯)   |
|                | キッチンハイター    | 水 1 L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯)   |
| カネヨ石鹼          | カネヨブリーチ     | 水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯) |
|                | カネヨキッチンブリーチ | 水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯) |
| ミツエイ           | ブリーチ        | 水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯) |
|                | キッチンブリーチ    | 水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯) |

【注意】

- 使用にあたっては、商品パッケージや HP の説明をご確認ください。
- 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。  
表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

## 岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議席表

2020年3月31日



新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

# 密を避けて外出しましょう!

## ①換気の悪い 密閉空間



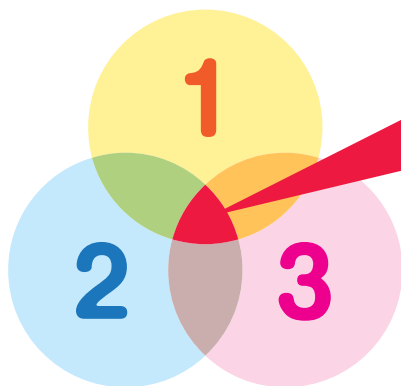
## ②多数が集まる 密集場所



## ③間近で会話や 発声をする 密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。  
イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が  
クラスター(集団)発生の  
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には  
消毒などを行ってください。

